

北名古屋市市民活動団体登録の手引き

市民活動団体として登録することによって、次のようなメリットがあります。
(毎年度登録の更新が必要です)

登録団体のメリット

市ホームページに公表する情報を通じて団体のPRができます。

パンフレットラック等を利用して団体活動のPRができます。

助成金情報や協働に関する事業など、活動に有益な情報を市から提供します。

市民活動スペース（ミーティングコーナー、情報コーナー、作業コーナー、パソコンコーナー、印刷室）が利用できます。

また、ロッカー、レターケースなどの利用もできます。（数限定）



要件の確認

次の表の要件すべてにあてはまる団体のみ登録できます。

下記の要件を参照の上、登録できるか確認してください。

登録要件		北名古屋市内を中心に活動する公益的活動を行う団体であること。
		市民に開かれた団体であること。
		活動内容に公開性を持つ団体であること。
		政治活動、選挙活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体であること。
		構成員が5人以上であること。
		暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

申請書及び添付書類の作成・提出

市民活動団体登録申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して、市民活動推進課（市役所西庁舎3階）まで直接お申込みください。（ホームページから申請書はダウンロードできます）

添付書類		定款又は会則等規則
		活動内容を示す書類（事業報告、事業計画等）
		財政状況を示す書類（決算、予算書等）
		役員名簿（氏名及び住所が記載してあるもの）
		その他市長が必要と認める書類



登録決定通知及び登録事項の公表

申請後、市で内容について確認しその適否について、郵送でお知らせします。（おおむね申請の日から2週間程度かかります）

また、登録事項について市ホームページ、団体情報ファイルで一般に公開します。

登録事項の変更・登録の取消

以下の事由があった場合は速やかに下記届出書を提出してください。

○登録事項に変更があった場合⇒市民活動団体登録変更申請書

○登録を取り消したい場合⇒市民活動団体登録取消届

また、各登録団体において要件を充たさなくなった場合は、市は登録を取り消すものとします。

その他

この登録は、市の公証を与えるものではありません。

書類の提出先及び問い合わせ先

北名古屋市役所 市民活動推進課（市役所西庁舎3階）

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地

電話 0568-22-1111・FAX0568-25-1800・電子メール katudo@city.kitanagoya.lg.jp

市民活動スペース（市役所西庁舎3階 市民活動推進課東）

利用時間 平日（月～金）午前9時～午後5時（ただし年末年始は除く）

